

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称: 阪原町棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

- ・ 阪原の棚田
38.3ha(うち 1/20 以上の棚田 33.1ha)

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・ 耕作放棄の防止・削減
 - － 令和11年度まで、水路・農道等の改修整備を継続し、良好な耕作条件を確保することで、中山間地域等直接支払制度における集落協定面積(33.1 ha)を維持する。
- ・ 担い手の確保
 - － 令和11年度までに、農作業受託組織(阪原営農組合)のオペレーター人数を現在の6名から8名に増員し、機械オペレーターの育成強化に努めるとともに、阪原営農組合に対して農機具新規導入・更新を継続的に行い、受託能力向上と組織強化を図る。
- ・ 生産性・付加価値の向上
 - － 令和11年度までに、除草作業省力化に向け、ラジコン草刈機等で、作業の省力化に努め、阪原営農組合による作業圃場面積を現在の 1.8ha から 2.00ha に増加する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・ 自然環境の保全・活用
 - － 令和11年度までに、外部人材等(法人等を含む)による獣害防止柵等の管理を維持する。
- ・ 良好な景観の形成
 - － 令和11年度まで、棚田や周辺の良い景観を維持するため、景観作物(コスモス等)の植栽面積(0.6ha)を維持する。
 - － 令和11年度まで、棚田で畦畔の除草や農道・水路の掃除等、地域住民の共同活動(5回/年・40人/1回)を継続する。
- ・ 伝統文化の継承
 - － 令和11年度まで、地域の伝統である「とんど」や「おんだまつり」の開催を継続する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - － 令和11年度まで、サツマ芋掘りやコスモス摘取り等の都市農村交流体験イベントである「コスモス祭」を毎年1回継続して開催し、参加人員 800 人を維持する。
 - － 令和11年度まで、「コスモス祭」の開催案内を「市民だより」に掲載し、広報活動に努める。
 - － 令和11年度までに、集落協定組織「阪原営農組合」のホームページを開設し、阪原棚田地域の情報やイベント案内を発信する。
- ・ 棚田を観光資源とした地域振興
 - － 令和11年度まで、農産物直売所「コスモス(運営者:阪原営農組合)」での農産物販売を

維持する。

- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進
 - － 令和11年度まで、棚田米(モチ米)を利用した「草餅」等を製造し、1,100千円以上の販売金額を維持する。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - － 中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく活動と併せて保全活動に取組み、荒廃農地発生防止に努める。
- ・担い手の確保
 - － 中山間地域等直接支払制度等を活用し、農機具新規導入・更新を継続的に行い、受託能力向上と組織強化を図るとともに、機械オペレーターの増員に努める。
- ・生産性・付加価値の向上
 - － ラジコン草刈り機等で、作業の省力化を図る。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用
 - － 獣被害対策のため、外部人材等(法人等を含む)による侵入防止柵周辺の下草刈り等の作業を継続する。
- ・良好な景観の形成
 - － 棚田や周辺に景観作物(コスモス等)を植栽し、良好な景観を維持する。
 - － 多面的機能支払交付金等を活用し、阪原町環境保全向上活動組織(農業者・自治会・万年青年クラブ)による、畦畔の除草や農道・水路の掃除等の実施を継続する。
- ・伝統文化の継承
 - － 地域の伝統である「とんど」や「おんだまつり」を継承する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - － コスモス祭(主催:阪原営農組合)を継続開催し、サツマ芋掘りやコスモス摘み取り体験を通して都市農村交流の拡大を図る。
 - － コスモス祭の開催案内を「市民だより」に掲載し広報活動に努める。
 - － 中山間地域等直接支払制度を活用し、ホームページを開設して情報発信を拡充する。
- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - － 農産物直売所「コスモス(運営者:阪原営農組合)」での地域農産物販売を維持する。
- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進
 - － 「棚田米(モチ米)」及び「地域のヨモギ」を利用した「草餅」の製造、販売を維持する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興

協議会の参加者である。

- 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名
参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり
- 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項